

## (国際会計基準)：従業員給付 (IAS19) 改訂のポイント (2)

改訂 IAS19 号の第 3 の特徴として、資産負債のマッチング戦略など開示事項の拡充がある。今後、この改訂 19 号が日本基準適用企業に直接与える影響はないとしても、数理計算上の差異の貸借対照表での即時認識など、日本基準における従来からの流れは続いている。

従業員給付に関する国際会計基準 19 号 (以下、IAS19 号とする) 改訂の第 3 のポイントは開示の内容の充実である。IAS19 号旧基準では、制度の概要、数理計算上の差異の認識方針、制度資産の内容、制度資産の実際収益、費用の内訳、基礎率などの開示が求められていた。改訂基準の主要な開示項目は下表の通り、  
 . 確定給付制度の特徴と制度がもたらすリスク、  
 . 財務諸表上、確定給付制度によって生じた金額の表示と説明、  
 . 確定給付制度が事業主の将来キャッシュフローのタイミングとその不確実性に与える影響、の 3 つの柱からなる。

特に注目されるのは、. のキャッシュフローのタイミングや不確実性に与える影響において、  
 a. 基礎率のありうべき変化が制度債務に与える影響の感応度分析、b. 資産負債のマッチング戦略、c. 積立方針及び次年度の掛金額予測、d. 加重平均デュレーションなど制度債務の満期構成、の開示が求められたことである。a. では割引率や昇給率、死亡率の微小な変化に対して、債務がどの程度変化するか、さらに b. では余命や金利リスクなど負債の変動リスクに対してどのように対処しているか、d. では年金負債の持つ金利リスクだけでなく、キャッシュフローへの影響、の開示を求めている。財務諸表における年金負債の評価額の遅延認識を認めていないことを合わせて考えると、国際会計基準理事会 (IASB) は Liability Driven Investment (負債をベンチマークとする運用) などによる、事業主による負債の公正価値の変動リスクへの管理のあり方を問おうとしているのである。

図表 1: 改訂 FAS19 により求められる情報開示の内容

確定給付制度の特徴と制度がもたらすリスク	
a	給付算定方式、規制ルール(最低積立基準など)、ガバナンス構造など制度の特徴
b	集中投資など確定給付制度によって企業がさらされているリスク
c	確定給付制度の修正・終了など
財務諸表上、確定給付制度によって生じた金額の表示と説明	
a	確定給付制度純負債(資産の公正価値、負債の現在価値)
b	確定給付制度純負債のうち 勤務費用、純利息費用
c	同上 退職給付制度純負債の再測定の内訳(人口上・金融上にわたる)
d	同上 過去勤務費用及び制度終了時の損益
e	同上 外国為替レートの変化による影響
f	同上 制度への拠出額
g	同上 制度からの支払額
h	同上 企業の統合・売却の影響
i	資産ごとの公正価値の内訳(現金、株式、債券、不動産、派生商品、ファンド商品、ABS、仕組み債)
j	数理計算に用いた主要な基礎率
確定給付制度が事業主の将来キャッシュフローのタイミングとその不確実性に与える影響	
a	基礎率のありうべき変化が制度債務に与える影響の感応度分析とその手法
b	資産負債のマッチング戦略
c	積立方針及び次年度の掛金額予測
d	加重平均デュレーションなど制度債務の満期構成

さて、改訂 IAS19 号は 2013 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用になる。(3 月決算の日本企業では 2014 年 3 月から)。では、日本企業(日本基準適用企業)にはどのような影響があるのだろうか。

実は、日本の会計基準を整備する企業会計基準委員会(ASBJ)でも、日本の退職給付会計基準の見直しが進行している。2010 年 3 月に見直しのための公開草案が発表された。その内容は、

数理計算上の差異及び制度変更による過去勤務債務を貸借対照表の純資産の中のその他の包括利益累計額に即時認識する(ただし、翌期以降償却額を損益計算書にも計上)、退職給付債務の計算方法について毎期一定額が発生するとみなす期間定額基準に加え、給付算定式をそのまま使う方式を認める、割引率の計算に当たり、給付支払いまでの平均給付期間までの金利一本ではなく、支払見込時期までの金利を金額加重平均する、年金資産の主要な内訳を開示する、などである。

見直しの目的は、IASB との 2007 年の合意に基づいて、日本の会計基準と国際会計基準の差異を解消すること(コンバージェンス)にあり、2011 年 3 月末までには改定基準を確定する予定であった。しかし、国際会計基準との統一を連結決算先行とするか、単独決算と同時進行にするか、連結先行の場合に単独決算統一までの期限をどう設定するか、同時進行した場合に中小企業も適用するか、税法など他の会計基準とどう調整するか、などの議論が決着していないことから、2011 年末現在でも確定するには至っていない。そのため、当初は 2011 年度決算(2012 年 3 月期)からとされていた、債務の即時認識への変更も少なくとも 2012 年度以降に延長される状況にある。

IAS19 号が日本企業に影響を与える道筋として、もう一つ国際会計基準全体を日本企業に強制的に適用(アドプション)する方法がある。すなわち、2009 年 6 月、金融庁(企業会計審議会)が発表した工程表では、国内上場企業の連結財務諸表に対し、2015 年または 2016 年から国際会計基準を適用するスケジュールとなっていた。しかし、2011 年 6 月には金融担当大臣が強制適用の時期を 2017 年以降とし、強制適用する場合には 5 ~ 7 年程度の準備期間を設ける、また 2016 年 3 月期で使用終了とされていた米国基準を引き続き使用可能とするとした。この背景には国際会計基準採用に積極的とされていた、米国(証券取引委員会)の姿勢がやや後退し、日本経団連など実業界からも慎重な意見が出てきたことがある。

このように国際会計基準の日本企業への適用について、2011 年にはむしろその不透明感が増しており、改訂 IAS19 号も直ちに日本企業に影響を与えるわけではない。しかし、退職給付会計に関して言えば、米国の基準(FAS158)でも数理計算上の差異などは貸借対照表において即時認識することになっており、制度資産の内訳も開示されている。この点を見ると、改訂 IAS19 号が直接影響を及ぼすかどうかは別として、数理計算上の差異の貸借対照表における即時認識など、日本基準そのものが 2010 年に発表された公開草案の方向に進む流れは依然として続いており、母体企業も含めて、自社におけるその影響を検討しておくことが求められよう。

(名古屋市立大学 大学院経済学研究科 白杵 政治)